

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用し、町内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者へ返礼品として進呈する地場産品の募集について必要なことを定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地場産品 町内で生産、加工、製造される商品(町外産原料を町内において主要な部分を加工したもの及び町内産原料を町外で加工したものを含む。)又は、サービスの提供で、阿見町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものをいう。
- (2) 提供事業者 地場産品の提供を行っている事業者のうち、この要領に基づき、返礼品の提供について町長の承認を得たものをいう。
- (3) 寄附者 阿見町に対しふるさと納税を行った者をいう。
- (4) 返礼品 提供事業者が取扱いを行う地場産品のうち、寄附者に進呈することで、阿見町を広報でき、地元産業の振興につながる要素を持つものとして町長が認めるものをいう。

(事業内容)

第3条 町長は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、寄附金に応じて当該寄附者が希望する返礼品を進呈するものとする。

- 2 寄附者への返礼品の送付は、原則として提供事業者が行うものとする。
- 3 提供事業者が寄附者に対し返礼品の送付を行った場合、町長は返礼品代金を当該提供事業者が業務代行業者を通じて支払うものとする。

(提供事業者の募集)

第4条 町長は、広報紙、その他の広報媒体により、提供事業者を募集するものとする。

(提供事業者の資格要件)

第5条 提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 各種法令に適合した商品又はサービスの提供を行っている事業者であること。
- (2) 参加申込時点において、阿見町税条例(昭和53年阿見町条例第1号)に規定する町税及び阿見町都市計画税条例(昭和56年阿見町条例第3号)に規定する都市計画税及び阿見町国民健康保険条例(昭和34年阿見町条例第4号)に規定する国民健康保険税に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者でないこと。
- (4) その他町長が公募の際に定める要件を満たしていること。

(事業参加及び返礼品の提供申込)

第6条 返礼品を提供しようとする者(以下「申込者」という。)は、阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業者・集荷場情報登録用紙
- (2) 返礼品登録用紙
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申込者が提供することができる返礼品の価格は、寄附金に対して3割以下とする。この場合において、返礼品の価格は消費税込みの価格とする。

3 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、返礼品等の進呈について別に定める。

4 申込者は、返礼品として提供しようとする地場産品が受注生産によるなど寄附者への送付までに一定期間を要するもの、又は季節限定品など送付の時期が限られるものである場合は、第1項の申込の際に、その旨を申込書に記載しなければならない。

(申込者及び返礼品の承認)

第7条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、当該申込みに係る書類等の審査、必要に応じて行う実地調査、その他の方法により、事業者及び地場産品が適当であるか否かを調査し、速やかに、返礼品の採用の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項に規定する採用を決定したときは、阿見町ふるさと応援寄附返礼品採用決定通知書(様式第2号)により、採用を承認しない場合には、阿見町ふるさと応援寄附返礼品不採用決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

3 返礼品の承認期間は、阿見町ふるさと応援寄附返礼品採用決定通知書に記載した期間とする。ただし、第9条の規定による辞退届出書の提出がない場合であって、次項に規定する採用の取消がされない限り、1年度ごとに自動更新するものとする。

4 町長は、申込者が第5条の要件を欠くに至った場合や、申込者又は返礼品が提供にふさわしくないと認められる場合は、採用を取り消すことができる。

(返礼品等の内容変更)

第8条 申込者が、前条第2項の規定による承認を受けた内容を変更する場合には、内容を変更しようとする日の2ヶ月前までに阿見町ふるさと応援寄附返礼品内容等変更申込書(様式第4号)に第6条第1項に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の規定による内容変更の申込があった場合には、町長は前条の規定に準じて内容変更の手続きを行うものとする。

(提供の辞退)

第9条 申込者が、返礼品の提供を辞退する場合には、辞退をする1ヶ月前までに阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供辞退届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(返礼品の送付)

第10条 寄附者から返礼品の申込みがあった場合は、業務代行業者が電子メールにより申込者に通知するものとする。また宅配業者が、業務代行業者より連絡を受けた後、配送伝票を申込者に届けるものとする。

- 2 申込者は、寄附者に対し前項の通知を受けた日から起算して1ヶ月以内に返礼品に配送伝票を添付して送付するものとする。
- 3 申込者は、在庫不足その他の理由により、返礼品の送付が第1項の規定による通知を受けた日から1ヶ月を超えることが見込まれる場合は、速やかに町長に報告しなければならない。
- 4 申込者は返礼品の送付に際し、阿見町へのふるさと納税に係る返礼品であることを明確に表示しなければならない。この場合において、申込者のパンフレット等を返礼品に同封することができる。

(申込者の責務等)

第11条 申込者は、町長の許可なく事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 この事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- 3 申込者は、提供した返礼品の品質、性能等に関する苦情及び事故に対して責任を持って誠実に対応しなければならない。この場合において、苦情又は事故の事実及び対応の結果を、速やかに、町長に報告しなければならない。

(支払明細書の了承)

第12条 寄附者に対する提供事業者の1ヶ月分の送付実績を、業務代行業者が月末締めした後、支払明細書の発行を行う。提供事業者は支払明細書の内容を確認し、内容に不備がない場合は、了承することとする。

(事業広報への協力)

第13条 申込者は、返礼品の写真に係るデータの提供等、阿見町が事業の広報を目的としたチラシその他制作のために必要な協力を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 申込者は、本業務により個人情報等を知りえた場合、関係法令のほか阿見町個人情報保護条例(平成18年阿見町条例第25号)を順守し、厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。これは返礼品の提供を行わなくなった後においても同様とする。

2 寄附者から申込者へ直接連絡等があった場合など、申込者が直接寄附者等から入手した個人情報についてはこの限りでない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

(裏)

ふるさと応援寄附返礼品取り扱いに係る確認事項

- (1) 申込者は返礼品の発送等については、誠実に行う。また、限度数等を設け受付をした場合は、申込者は必ず発送を履行する。
- (2) 申込者が著しく信頼を損なう行為をした場合は、阿見町ふるさと応援寄附金への参加を取り消す場合がある。当該行為により町に損害が生じた場合は、申込者に対しその費用の支払いを求める場合がある。
- (3) 商品代については、その年度内の改定は行わないものとする。ただし、市場価格の著しい高騰等やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- (4) 提供した返礼品の品質及び性能等に関する苦情並びに事故により生じた損害は、申込者の負担とする。ただし、町の責めに帰すべき理由による場合は、町の負担とする。寄附者に起因する返礼品の損害等による支払いは、町が負担する。
- (5) 取扱いや保管方法等について、注意が必要な返礼品について、申込者は必ず注意を促す表示をするものとする。表示のないもので、取扱いや保管等で生じた損害は、申込者の負担とする。
- (6) 申込者は、返礼品の提供で知り得た情報を、他の目的に使用しない。

ふるさと納税 事業者登録申請書

ふるさと納税へ返礼品提供をおこなうにあたり、下記情報を提出致します。

※太枠内をご記入ください。

事業者名	
郵便番号	
住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
営業時間	
定休日	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()
担当者名	
担当者名 (フリガナ)	
担当者連絡先	

出荷元

同上

※下記は上記情報と異なる場合のみご記入ください。

出荷元名	
郵便番号	
住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
担当者名	
担当者名 (フリガナ)	
担当者連絡先	

支払先登録

振込先銀行	
支店名	
口座名義	
口座名義 (フリガナ)	
口座種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	
金融期間コード	
支店コード	

■個人情報の取扱いに関して

いただいた個人情報や企業情報は、返礼品の発注・出荷に係る確認、連絡等に利用するものであり、それ以外の目的で使用するものではありません。

上記情報は、ふるさと納税業務代行業者へ共有致します。あらかじめご了承ください。

ふるさと納税 返礼品申請書

返礼品番号		寄附額	
-------	--	-----	--

※太枠内をご記入ください。

事業者名	
返礼品名	
商品代金（税込）	
内容量	
原材料名 (商品ラベルの提供でも可)	
原産国・原産地	
賞味期限/消費期限 (有効期限)	
アレルギー表示	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要()
受付期間	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 先行予約 <input type="checkbox"/> 期間限定()まで受付)
在庫数	<input type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 数量限定(セット/月: セット)
発送可能期間	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定(~)まで出荷可能)
納期	寄附お申込みより 14日 ・ 30日 ・ その他 日で発送
保存方法	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
配送形態	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
梱包サイズ	縦: mm 横: mm 高さ mm 重量: g (サイズ)
商品説明・PR (召し上がり方等)	

地場産品基準	1.町内で生産された品
--------	-------------

■ポータルサイトでの商品掲載に関して
 ※返礼品の名称やキャッチコピー・商品説明は、頂いた情報をもとに作成、もしくは関連ワード等を追記することがございます。
 ※返礼品に傷みや破損があった場合、原則として事業者様負担（返礼品代金・送料）にて再送をお願いしております。
 あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

様

阿見町長 印

阿見町ふるさと応援寄附返礼品採用決定通知書

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第7条の規定により、次の商品を阿見町ふるさと応援寄附金の返礼品として決定しましたので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続
商品名		
商品代	円	
承認番号		
承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

※承認期間は、返礼品として承認された年度の3月31日までとします

なお、2月28日(29日)までに様式第5号 阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供辞退届出書が提出されなかった場合であって、第7条第4項に規定する採用の取消がされない限り、承認期間は1年間自動更新されることとします

令和 年 月 日

様

阿見町長 印

阿見町ふるさと応援寄附返礼品不採用決定通知書

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第7条の規定により、次の商品を阿見町ふるさと応援寄附金の返礼品として不採用と決定しましたので通知します。

商 品 名	
不 採 用 と 決 定 し た 理 由	

阿見町長 宛

住所

事業者名

代表者名

電話番号

阿見町ふるさと応援寄附返礼品内容等変更申込書

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第8条の規定により、既に返礼品として決定している以下の商品について次のとおり変更を申し込みます。

※商品代の変更を申し込める期間は、1月1日～1月31日までとします。ただし、市場価格の著しい高騰等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

（変更が認可された場合、次年度の4月1日より商品代が変更〔市場価格の著しい高騰等やむを得ない事情がある場合は、随時変更〕となります。）

返 礼 品 名	
承 認 番 号	
変更したい内容	<input type="checkbox"/> 商品代の変更 <input type="checkbox"/> 分量の変更 <input type="checkbox"/> 発送期間の変更 <input type="checkbox"/> 画像・文章の変更 <input type="checkbox"/> その他
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	
連 絡 先	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス

阿見町長 宛

住所

事業者名

代表者名

電話番号

阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供辞退届出書

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第9条の規定により、阿見町ふるさと応援寄附への返礼品の提供を辞退します。

		承認番号	返礼品名称
今回届け出を行う返礼品の承認番号及び名称			
辞退の理由			
連絡先	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		